

# 輸出入の規制 (ワシントン条約)

(2005 (平成17) 年1月12日発効)

## 国際取引の規制の対象となる種 (附属書掲載種)

ワシントン条約附属書は、種の絶滅のおそれの程度と種の存続に対する国際取引の影響度が考慮され、右の表のように3つ (I・II・III) に分けられています。また、それぞれの附属書に応じた取引規制が決められています。

## 附属書掲載種の決定のされ方

2~3年に1度開催されるワシントン条約締約国会議で、規制対象種 (附属書掲載種) の改正等が決められます。

規制対象種は2~3年に1度更新されます!  
HP等で最新情報をチェック!

|          | 附属書 I  | 附属書 II  | 附属書 III                                |
|----------|--|---|--|
| 掲載基準     | 絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの  | 現在は、必ずしも絶滅のおそれはないが取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となりうるもの                | 締約国が自国内の保護のため、他の締約国の協力を必要とするもの         |
| 主な掲載種    | チンパンジー、コバタン、クモノスガメ、アジアアロワナなど571分類群                                   | ホッキョクグマ、トモエガモ、カメレオン、ピラルクなど330分類群                                | セイウチ (カナダ)、ハナガメ (中国) など259分類群 (国ごとに指定) |
| 輸出入規制の内容 | ・商業目的のための国際取引を禁止<br>・学術目的 (繁殖目的を含む) の取引は可能だが、輸出国、輸入国双方の政府の発行する許可書が必要 | ・商業目的の国際取引も可能<br>・輸出国政府の発行する輸出許可書が必要 (附属書IIIの場合は指定国以外は原産地証明が必要) |  |
| 輸出入許可の条件 | 取引及びその目的が種の存続を脅かすものでないこと<br>・違法に入手したものでないこと                          | 取引が種の存続を脅かすものでないこと<br>・適切な輸送方法、収容施設 (生体の場合)                     |  |

\*:規制や違反者への処罰等は、「外国為替及び外国貿易法」等の国内法によって履行されています。

# 国内での取扱い (種の保存法)

## 国際希少野生動植物種

国内に入った **ワシントン条約附属書I掲載種** は国際希少野生動植物種として指定されます。

## 譲渡し等の規制

規制の対象は、個体 (生体、はく製) だけでなく、種によって器官 (羽、牙など) や加工品 (毛皮のコートなど) も対象となります。

国際希少野生動植物種の販売・頒布目的の陳列と、譲渡し等 (あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる) は



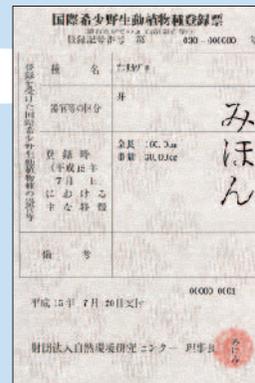
**原則として禁止されます。**

\*違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

## 登録の要件と申請

国際希少野生動植物種であって以下の登録の要件を満たすものは環境大臣 (登録機関) に登録することにより、譲渡し等が可能となります。

- ①国内で繁殖させた個体やその個体の器官等
- ②規制の効力が発生する前に国内で取得された個体、器官または加工品
- ③関税法による許可を受けて輸入された個体、器官または加工品



\*登録の際に、①の場合は繁殖の経緯を記載した書類や写真等の資料、②③の場合は通関書類などの登録の要件に該当することを証する書類等が必要になります。

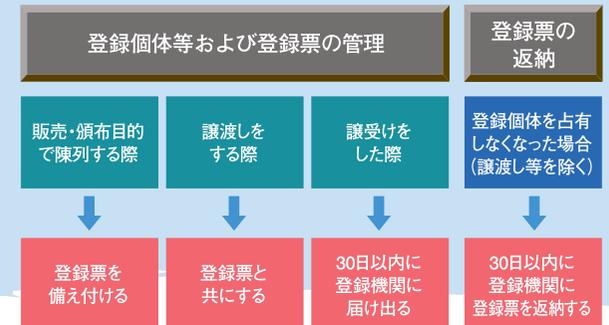
\*不正な手段で登録を受けた場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金の罰則があります。



全形を保持した象牙 (生牙、磨牙、彫牙)

## 登録後の規制

登録を受けた個体等を国内取引する場合は、以下の義務があります。



\*登録票の管理等の規定に違反した場合、30万円以下の罰金が科せられることがあります。

種の保存法では、国際希少野生動植物種の他、日本に生息または生育する絶滅のおそれのある種を国内希少野生動植物種に指定し、販売目的での陳列・譲渡し等の他、捕獲・採取などを規制しています。